

三次市教育委員会議案第 6 2 号

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか，この規則に従わず管理上館長が使用禁止を適当と認めるとき。

別表第 2 中

「

- | |
|---|
| (1) 月曜日。ただし，月曜日が祝日の場合及び 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日までの間の月曜日を除く。 |
| (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで |
| (3) 特別整理期間（年間 1 0 日以内） |

」を

「

- | |
|---|
| (1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 4 日から 1 月 6 日まで， 3 月 2 6 日から |
|---|

- 3月31日まで、4月1日から4月5日まで、7月21日から8月31日まで及び12月24日から12月28日までの間の月曜日を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (3) 特別整理期間(年間10日以内)

」に、

「

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 特別整理期間(年間7日以内)

」を

「

- (1) 毎週月曜日(1月4日から1月6日まで、3月26日から3月31日まで、4月1日から4月5日まで、7月21日から8月31日まで及び12月24日から12月28日までの間の月曜日を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 特別整理期間(年間7日以内)

」に

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。